

臨時福祉給付金（経済対策分）についてのお知らせ

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴う臨時的な措置として、臨時福祉給付金（経済対策分）を支給します。

1. 支給対象者

先に実施した平成28年度余市町臨時福祉給付金支給事業（支給対象者1人につき3,000円）の支給要件に該当する方（⇒次の①～③の要件全てを満たす方）

- ①平成28年1月1日時点で、本町に住民登録のある方
- ②平成28年度の住民税が非課税で、かつ課税者に扶養されていない方
- ③生活保護を受けていない方（注1）

（注1）平成28年1月2日以降に生活保護開始となった方、平成28年10月1日以前に生活保護停止または廃止となった方を含みます。

2. 支給額 支給対象者1人につき15,000円

3. 申請書送付先 町内全世帯（注2）

（注2）ただし、上記支給対象要件に該当しない生活保護受給世帯および平成28年度余市町臨時福祉給付金不支給世帯を除きます。

4. 受付期間 5月15日（月）まで

（郵送の場合は、当日消印有効となります。）

（受付期間を過ぎてからの申請は受付できませんので、ご注意願います。）

※給付金の支給には、申請から1か月半程度かかります。

※申請書は既に送付していますが、支給対象者であるにもかかわらず、まだ届いていない場合は、お問合せください。

◆申請・問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

余市町子ども・子育て会議の委員を募集しています

平成27年度より子ども・子育て支援新制度が始まり、本町においても「余市町子ども・子育て会議」を設置し「余市町子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

この度、「余市町子ども・子育て会議」の現在の委員の任期が、本年3月末をもって終了となることから、本計画の進捗状況の確認などを行っていただくため、この会議に委員として参加していただく方を募集します。

1. 募集人員 2人

- ①町内の保育園または幼稚園等に在園している子どもの保護者
- ②町内の小学校に在学している子どもの保護者

2. 応募要件 次の全てに該当する方

- ①町内に在住する20歳以上の方
- ②上記①に該当する方で、子ども・子育て支援に理解と関心のある方
- ③任期中の会議に出席できる方（年2～3回程度）

3. 任 期 2年間（委嘱の日から平成31年3月末まで）

4. 活動内容 「余市町子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況確認と計画見直しの審議等

5. 応募期間 3月15日（水）必着

6. 応募方法 応募申込書（下記にて配付または町ホームページから印刷できます）に必要事項を記入のうえ、郵送・FAXまたは持参のいずれかの方法でご応募ください。

- 郵送の場合：〒046-8546 余市町朝日町26番地 町民福祉課 児童福祉対策室 宛
- FAX：21-2144
- 持参の場合：受付時間（平日午前8時45分～午後5時15分まで）

7. 結 果 結果については後日郵送でお知らせします。

◆問合せ 町民福祉課 児童福祉対策室 ☎21-2120



「余市町子ども・子育て支援事業計画」は町ホームページからご覧になれます。